

取消基準及び認定の有効期間について(案)

1 取消基準

- ア 必要事項に掲げる事項を満たしていないことが確認された場合
- イ 評価項目の加点合計が、認定基準に満たさず、その改善が見込まれない場合
- ウ 不正の手段により認定又はその更新を受けたことが確認された場合
- エ 標章の不適正な使用が確認された場合
- オ 厚生労働省所管法令に重大な違反が認められた場合
- カ その他、事業者に遵守が義務づけられている法令に重大な違反が認められた場合

(注) 申請時に認定基準を満たすことを誓約するとともに、認定基準を満たさなくなったときや取消基準に該当するようになったときに認定証を返納することの誓約書を添付させる。

2 取消手続き

- (1) 認定証の返納があった場合は、認定を返上したのものとして、優良企業の名簿から外す。
 - この場合、認定基準を再度満たし、再申請がなされれば、受理し必要な手続きを行う。
- (2) 認定証の返納がなく、取消基準に該当することが確認された場合は、認定の取消しを通知した上で、認定証を返納させる。
 - この場合、取消後 2 年間は、再申請ができないこととする。

3 認定の有効期間

3 年間とする。

評価項目(実績項目)の災害発生件数等の審査対象期間も 3 年とする。